平成２９年（フ）第２５３３号
大阪府豊中市宮山町４丁目８番１―205号
債務者　桑原あいか
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３号
静岡市清水区草薙一里山25番21号　カレッジハイツ昴203、旧住所静岡市清水区庵原町548番地の11　シティハイムサンファミリＢ―101
債務者　鈴木　尚子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０号
静岡市葵区安倍口団地６番11―373号
債務者　白鳥　仁康
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３４号
静岡市清水区馬走12番46号　馬走グリーンハイツ203号
債務者　石田　智美
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４０号
静岡県藤枝市時ケ谷377番地の31
債務者　大多和金博
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８号
愛知県豊橋市松井町字南新切40番地３
債務者　栗田　禮彰
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８１号
愛知県豊橋市南瓦町47番地１（102）、従前の住所愛知県豊橋市井原町153番地２（302）
債務者　鈴木惠美子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８６号
愛知県豊橋市南島町１丁目62番地
債務者　青山　龍士
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１６７号
岡山市東区宿毛1305番地　宿毛南市営住宅301号
債務者　仙石　香理
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９２号
岡山市南区芳泉２丁目15番37号Ａ棟２Ｆ10号
債務者　川口　博由
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４１号
岡山県玉野市田井２丁目14番18号
債務者　津島　倫子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６８号
静岡県磐田市向笠新屋390番地
債務者　西澤　幸夫
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
静岡県磐田市向笠新屋390番地
債務者　西澤　宮子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
静岡県浜松市中区細島町196番地の４ジュネスＶ205号
債務者　川合　孝昌
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
島根県益田市本俣賀町678番地１、住民票上の住所島根県益田市横田町328番地11
債務者　隅田　　修
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
松江地方裁判所益田支部